

和歌山市 企業局  
下水道部 下水道企画建設課長

質問回答書

令和6年12月24日付けで質問のあったことについて、次のとおり回答します。

年 度	令和6年度
工事(業務)番号	第24100046号
工事(業務)名	北部処理区支線工事その8
工事(業務)場所	和歌山市榎原地内から梅原地内まで
質問事項	回答事項
① 水道管移設工15号内訳書の塩ビ管撤去について 16号内訳書で铸铁管の処分の計上は有りますが、 塩ビ管の運搬・処分がありません。産廃処分が必要 と考えますので、ご教示願います	① 監督職員と協議の上、変更の対象とします。
② 水道管移設工11号内訳書において、ストッパーの 仕切弁ボックスの計上がありません。必要と考え ますので、ご教示願います。	② 水道管移設完了後、ボックスを撤去予定の ため仮設配管材にて計上しています。
③ 作業時間について 設計書の全ての歩掛りで「時間的制約無し」と記 述がありますので本工事は、標準作業と考えます。 この場合、作業員の拘束時間は9時間(休憩1時間 含む)であります。普通8時~17時ですが、本工 事は夜間もありますので発注者では昼、夜の作業 時間帯をどう想定されておられますか、ご教示願	③ 本工事では8時~17時、21時~6時の標準作 業として設計しています。なお、道路使用 条件等により時間的制約が発生した場合は 監督職員と協議の上、変更の対象とします。

<p>います。(夜間の生コンクリート出荷価格にも影響しますので)</p> <p>④ 上記「時間的制約」に関して 警察署の道路使用条件、又地元の要望等により標準作業時間が減る場合（例えば9時～17時）、(21時～5時)が生じた場合は、和歌山県の「時間的制約を受ける土木工事の積算」に基づいて補正していただけるかどうか、ご教示願います</p> <p>⑤ 交通誘導員の人数（単価）について 本工事は、休憩・休息时间についても、交通誘導を行う場合になります（休憩時道路が解放出来ない）。したがって、和歌山県土木工事積算基準書に基づき、交代要員が必要と考えます。ご教示願います。</p> <p>⑥ 地元住民の代替駐車場の確保について 地元住民の要望にり、代替駐車場が必要な場合は役務費（借地料）として協議の対象になりますか、ご教示願います</p>	<p>④ ③のとおりです。</p> <p>⑤ 本工事では全工種の交通誘導員を計上しています。</p> <p>⑥ 代替駐車場が必要になった場合は、監督職員と協議して決定することとします。</p>
--	--